

愛玩動物看護師法の制定と今後の取組み —チーム獣医療の連携推進に向けて（N）—

専門学校における国家資格化の歩みの記録と今後の展望

下薗恵子[†] ((一社)全国動物教育協会 会長)



1 はじめに

令和元年6月21日の第198回通常国会参議院本会議場において、議長より「愛玩動物看護師法案（衆議院提出）を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。」の発言後、参議院環境委員長から「ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本法律案は、衆議院環境委員長の提出によるものであります。最近の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛玩動物看護師の国家資格を創設するとともに、愛玩動物看護師の業務を明確化するなど、その業務が適正に運用されるように規律を定めようとするものであります。本委員会におきましては、国家資格化の意義、愛玩動物看護師の待遇改善の見通し及びその必要性、今後の獣医療体制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます（官報号外参議院会議録第28号より）。」との報告があった。続いて採決に進み、採決議場電光掲示板に「投票総数232賛成232反対0」と煌々とその結果が映し出された。

「愛玩動物看護師法」の成立、悲願の動物看護師国家資格化が結実した瞬間であった。国会閉会期日が迫る中、6月に入り衆議院環境委員会（8日）、衆議院本会議（9日）、参議院環境委員会（20日）そして参議院本会議（21日）で、全会一致の可決をもって愛玩動物看護師法が成立したが、その道のりは10年を超える年月を要し、途中段階においても、そして直前においても叶わないかもしれないと思う山あり谷ありの険しい道のりであり、さらに専門学校にとっては厳しい挑戦の連続で

あった。

本論説の中で、公的資格化と国家資格化という言葉が混在して登場するが、動物看護師の資格制度化が本当に実現できるのか、不安視する向きもある中で、誰もが真剣に取組み、目指すは『国家資格』であったが、その実現には多くのハードルがあることから、法律に基づく国家資格を最大の目標としつつ、公的資格と表現していたことによるものと考える（図1）。

2 国家資格化への本格的取組開始

年号が平成となった頃から動物看護師を国家資格にという声が聞こえ始めていたが、本格的に動き出したのは平成18年に、日本獣医師会の小動物臨床部会に、「動物診療補助専門職検討委員会」が設置されたことによるものであり、その後、「動物看護師制度在り方検討委員会」（以下「在り方検討委員会」という）となった平成



図1 2020年度時点 動物看護師統一認定試験受験可能校（専修学校）

[†] 連絡責任者：下薗恵子 ((一社)全国動物教育協会)

〒154-0011 世田谷区上馬4-3-1 ☎ 03-5430-5121 FAX 03-5430-4448 E-mail : zendoukyou@iac.ac.jp

21年より、当協会も「在り方検討委員会」の委員に加わり国家資格化への取組みが始まった。「在り方検討委員会」の委員構成は日本獣医師会、地方獣医師会、日本獣医学会、日本小動物獣医師会、日本動物病院福祉協会(現、日本動物病院協会)、日本動物看護学会、全日本獣医師協同組合、日本動物衛生看護師協会、日本動物看護職協会、全国動物保健看護系大学協会、全国動物教育協議会(現、全国動物教育協会)であり、全国の獣医療及び動物看護に関する団体が網羅されていた。

本委員会では、動物看護職制度の確立に向けてチーム獣医療体制整備となる、いわゆる動物診療パラメディカル専門職としての公的資格化を目指し、それを進める中での課題点の検出と課題点に対する対策が話し合わされることとなった。課題としては、①動物看護師養成教育の高位平準化、②複数の民間資格の統一化、③就業環境整備(業務範囲の明確化と処遇改善)である。これらの課題の中で、①に挙げた養成教育の高位平準化は、専門学校が取り組むべき大きな課題であった。

3 動物看護師養成専門学校の大同団結

動物系職業人養成は、50年以上も前から行われていたが、その多くは犬の美容師いわゆるトリマー(諸外国ではグルーマー)の養成であり、養成機関は企業や個人が設置した専門校であった。その後、学校法人もしくは準学校法人の専門学校となったのは平成6年頃からであり、トリマーと共に動物看護師養成も広がりが始まった。特にペットブームを背景に各地の専門学校が動物系職業人養成を始め、動物看護師養成も全国展開となつた。このことは現在に至る動物看護師養成教育の発展の大きな力であると考えられる。

しかし、多くの養成専門学校的教育カリキュラムは、各々独自もしくは民間資格団体が指定するカリキュラムを基に教育が行われていて、「在り方検討委員会」でも養成教育が多岐であることが課題の一つとされ、平準化の必要性が求められた。言うならば、公的資格化に対応するには、単に平準化ではなく、高位平準化とさらに高いレベルが求められた。

平成17年から獣医系大学の中で、動物看護教育が始まっていた。在り方検討委員会の目指す目的の一つに法制化の構想案が示されていたが、その中では大学教育で公的資格、専門学校教育は公的資格の対象外として表されていて、落胆というよりやらなければという思いに身が震えた。当時でも多くの専門学校卒業生が動物病院で活躍している実績があり、専門学校教育が公的資格の対象にならないことは、理解できないと強く思ったことが思い出される。一方で、教育が区々であることが公的資格化への阻害要因となっていることは明らかで、教育の高位平準化と資格の統一化が、公的資格化への条件とし

て掲げられていたことに納得するところであり、専門学校教育の高位平準化が何をさておき、全力で取り組むべき最優先課題であると痛感した次第である。

そこで平成23年2月24日の新橋での開催を皮切りに、大阪、福岡、名古屋、札幌と全国5カ所で「動物看護職養成教育機関情報共有会」を開催し、動物看護師を養成する専門学校の多くの参加のもとに、「動物看護師の公的資格化を目指し、資格の統一化を進めること、そして教育の高位平準化が必須であること」に意見の一致を見出した。また、専門学校が大同団結し、情報を共有し、意見交換を行い、自主的に取り組むこと」を説明し、当協会の動物看護部会に動物看護職養成高位平準化対応連絡協議会を設置し、多くの専門学校が大同団結することになった。直面している教育の高位平準化に対してはコアカリキュラム(以下、「コアカリ」という)の整備が喫緊の課題であることを説明し、協力要請を行い、10人を超える全国各地の専門学校動物看護教員が名乗りを上げてくれた。「コアカリ」作成は後段で紹介することとし、情報共有・意見交換会は前述の平成23年2月以降、令和元年7月1日に行った愛玩動物看護師法成立に伴う情報共有の会まで毎年1回以上開催し、また(一社)全国動物専門学校協会と当協会の共催で毎年夏に動物看護教員の研修を行い、専門学校間の交流に加え教員間の交流と研鑽を重ねていった。

4 動物看護教育の高位平準化

高位平準化は果たしてどのようなことなのか、言葉の意味や具体的な内容がどのようなことなのかは手探りであったが、まずカリキュラムの平準化、その後、高位平準化として作り上げる取組みが始まった。「在り方検討委員会」に「統一カリキュラム策定検討小委員会」が設置され、当協会も委員となったことから、当協会にも「コアカリ」作成委員会を設け、10名を超える動物看護教員が委員となり、①有志校44校の現行(当時)カリキュラムを洗い出し、②科目名称の統一、③分野分け、④各分野の定義を定め所属教科提示、⑤各教科のキーワード作り、⑥教科ごとの時間数割り出し、⑦単位換算、⑧有識者からの指導助言の順で整えて行った。

民間資格団体でのカリキュラム指定もあったこともあり、各校のカリキュラムに大きく差異がある状況ではなかったが、科目名称が区々であり、キーワードも示されていなかったことから科目名称の統一には思いもかけず時間を要した。前述の高位平準化がどのようなものかについては、まず全国動物保健看護系大学協会が折しもモデルコアカリキュラムを整えたところでもあり、また日本獣医師会が諸外国の国家資格となっている動物看護教育を調査した報告(日本獣医師会雑誌第61巻第12号900~906頁)を参考に、専門基礎・専門に分類し、教育総

時間は 2,400 時間とした。

2,400 授業時間は、専門学校設置基準では 3 年間の教育時間に相当したが、国家資格化が明確となっていない段階でいきなり 3 年間教育に統一することは避け、2 年間教育が主流である専門学校も教員も 2 年間で 2,400 時間のカリキュラムを行うことは大きな挑戦であったが、この挑戦をしなければ専門学校は動物看護師資格制度化に加われないことは予想できたことと、動物看護師統一認定機構の「コアカリ」として推奨され、平成 27 年度統一試験から受験要件として「コアカリ」履修が示されたこともあり、68 の専門学校で平成 26 年度入学生からこの「コアカリ」を採用した教育が始まった。

このように多くの専門学校の協力のもと、初版「コアカリ」が作られたが、作成に要した時間はかなりタイトなものであった。しかし、この「コアカリ」にはガイドラインも整備し、また出版社も教科書を揃える等の協力があり、教育の未整備問題は解決の一歩を歩み出せた。そして、初版「コアカリ」教育が一巡したことから統一認定機構では、カリキュラムの精度を高めるための見直しが始まり、本当の意味で大学と専門学校の共通カリキュラムとなった認定動物看護師教育コアカリキュラム 2019（通称、新コアカリ）が整い、平成 31 年度入学生からその新コアカリでの教育が始まった（図 1）。

5 高位平準化の後押しとなった文部科学省委託事業

「コアカリ」作成の最終段階では、獣医学関係の先生方や臨床獣医師の方にも指導や助言を受けて整えた中で、日本大学名誉教授酒井健夫先生（現動物看護師統一認定機構長）から文部科学省で専修学校にも委託事業の取組みが始まったことの紹介を受けた。同時に IT 分野ですでに委託事業に取り組んでいた専門学校をグループ校に持つ、中島利郎（一社全国動物専門学校協会会長）の協力を得て、同協会会員校や各地の有志専門学校と共に平成 25 度成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業に取組むこととなった。当初は予想もしていなかったが平成 31 年 3 月まで連続して 7 年間にわたり、職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業、専修学校による地域産業中核的人材養成事業など 4 件の委託事業を受託し、成果物として「社会人の学び直しプログラム」、「コマシラバス集」、「第三者評価の評価要素・評価指標・評価手引書」、「動物病院実習ガイドライン」を作成できたことは、高位平準化の力強い後押しとなったと言っても過言ではない。表に委託事業及び成果を示す。委託事業には、全国の専門学校の有志教員をはじめ日本獣医师会、地方獣医师会、日本小動物獣医师会、日本動物病院协会、日本動物看護学会、全日本獣医师協同組合、日本動物衛生看護師协会、日本動物看護職协会、動物看護系大学、出版社、動物系企業そ

して第三者評価の事業には動物看護師統一認定機構や日本規格協会からも委員として加わっていただき総勢 130 人に及ぶ委員の参加協力を得て各事業で成果を上げることができた。各事業の報告書は各受託団体のホームページに掲載している（表）。

6 統一認定試験から国家試験へ

それまで各民間資格認定団体が行ってきた認定資格を統一するため、平成 23 年に動物看護師統一認定機構（現在は一般財団法人、以下「機構」）が創設され、当協会も創設時から構成団体として参画してきた。平成 23 年当時、動物看護師養成専門学校は全国に 70 校強存在しており、平成 28 年 3 月に実施した試験より「コアカリ」を履修することが受験要件となったことから、68 校の専門学校が平成 26 年度入学生から「コアカリ」を採用した教育を行い、その後、学校数は若干の増減はあったが、平成 24 年度から令和元年度までの 11 年間で新卒の専門学校生 13,014 名が統一認定試験を合格している（「機構」提供）。令和 2 年 11 月 1 日時点の「機構」認定登録者は 25,358 名と「機構」ホームページで確認できることから、平成 23 年 3 月以前に専門学校を卒業した現任者を含めると半数以上が専門学校卒業生であり、現在、動物病院で働く動物看護師現任者の多くを占めている。統一認定の登録者数が 2 万人を超えていることは、愛玩動物看護師法成立の上で力強い実績であった。

統一認定試験は、令和 4 年 3 月に行う試験が最終となり、その後は国家試験を受験していくこととなる。令和 2 年 2 月 27 日に、（一財）動物看護師統一認定機構は国家試験の試験機関に指定され、平成 23 年創設時に目指していた国家試験を行うことになる。国家試験の受験資格は愛玩動物看護師法第 31 条に提示されており、その 2 項では「農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、3 年以上愛玩動物看護師として必要な知識と技能を修得した者」と示されている。この条文の愛玩動物看護師養成所とは専門学校に置き換えることができ、この条文による「農林水産省令・環境省令で定める基準に適合すること」及び「愛玩動物看護師として必要な知識と技能の教育を行うこと」が養成所に求められる要件である。われわれ専門学校はこれから定まる第 31 条受験資格の養成所要件に向けて教育体制を整えるとともに、卒業生と令和 4 年 4 月入学生までの国家試験受験の特例に対する附則第 2 条の養成所の指定に向けて指定申請の準備をしていくことになる（図 2）。

7 愛玩動物看護師に期待される役割と教育

規制緩和の時代に、業務独占を規定し議員立法で成立了愛玩動物看護師法となったことは、異例のこととも

表 動物看護系専門学校 文部科学省委託事業受託記録

成果物	事業名	受託代表
	平成 25 年度 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業	
	獣医療体制分野における中核的専門人材養成プログラム開発事業 (コンソーシアム)	国際動物専門学校
	獣医療体制分野における中核的専門人材養成としての動物看護師及びペット産業マネージャー養成プログラム開発事業(職域プロジェクト)	国際動物専門学校
	平成 26 年度 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業	
コマシラバス 社会人の学び直し プログラム	獣医療体制分野における中核的専門人材養成プログラム開発事業 (コンソーシアム)	国際動物専門学校
	中核的専門人材養成のための動物看護師関連職域の調査研究及びマネージャー養成科目的開発と実践(職域プロジェクト)	国際動物専門学校
	獣医療体制分野における中核的専門人材養成としての動物看護師養成プログラムの開発と検証(職域プロジェクト)	大阪ペピイ動物看護専門学校
	平成 27 年度 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業	
	動物看護師養成高位平準化コアカリキュラムを活用した社会学び直しプログラムの開発と検証	国際動物専門学校
	平成 28 年度 職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進	
第三者評価体制 評価要素 評価指標 評価手引書	動物系職業実践専門課程における第三者評価及び評価者養成の実践と検証	全国動物専門学校協会
	平成 29 年度 職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進	
	動物系職業実践専門課程における第三者評価及び評価者養成の実践と検証	全国動物専門学校協会
	平成 30 年度 職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進	
	動物系職業実践専門課程における第三者評価及び評価者養成の実践と検証	全国動物専門学校協会
	平成 28 年度 「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」 食・農林水産(畜産)	
社会人の学び直し プログラム	地域の特性を活かした動物看護分野の学び直し体制構築事業	愛犬美容看護専門学校
	平成 29 年度 「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」 食・農林水産(畜産)	
	地域の特性を活かした動物看護分野の学び直し体制構築事業	愛犬美容看護専門学校
	平成 29 年度 専修学校による地域産業中核的人材養成事業	
動物病院実習 ガイドライン	認定動物看護師養成における効果的な連携事業を行うための動物病院実習ガイドライン作成事業	全国動物教育協会
	平成 30 年度 専修学校による地域産業中核的人材養成事業	
	認定動物看護師養成における効果的な連携事業を行うための動物病院実習ガイドライン作成事業	全国動物教育協会
	平成 31 年度(令和元年度) 専修学校による地域産業中核的人材養成事業	
	認定動物看護師養成における効果的な連携事業を行うための動物病院実習ガイドライン作成事業	全国動物教育協会

言える。令和 2 年 8 月から始まった愛玩動物看護師国家試験カリキュラム等検討会では、愛玩動物看護師の役割が話し合われており、業務独占となった「診療の補助」はもちろんのこと「愛玩動物の看護」「愛護及び適正飼養」に関しても活躍していくことが期待されている。「診療の補助」は、チーム獣医療体制整備において最も重要な役割であり、安全を最優先に、その役割を十分に担える知識と技能の修得に向けて、カリキュラム等が作成されることとなる。技能修得は今まで以上に実習が重要と考えるが、学生の段階で愛玩動物に直接触れての実技習得は学校飼育動物以外ではできないことであり、また動

物福祉の観点から学校飼育動物での実習も控えることが好ましいと考えると、医療分野の看護教育のようにシミュレーション教材を用いての実技習得が必須と予想される。シミュレーション教材は、日本動物看護学会でも研究開発してきており、同会の年次大会でもここ数年シミュレーション教材を取り上げたセッションが行われている。シミュレーション教材作成のノウハウは揃っているが、今後、さらにその開発と製作には国の支援や関連企業に期待するところである(図 3, 4)。

「愛玩動物の看護」は、獣医療の質向上に不可欠であり、獣医師の病気を「診る」役割とは異なり動物全体・



図2 愛玩動物看護師法の

動物の環境を「見る」役割となり国家資格となった専門職として大いに期待できると考える。動物看護過程の思考に沿って対象愛玩動物の観察（よく見る）をし、動物看護判断（問題を抽出）し、問題の解決方法（動物看護技術を駆使する方法）を考え動物看護計画を立て、それを実行し、実行後には評価し振り返りを行うことで、より良い動物看護実施に向けて行う動物看護過程の展

開を繰り返すことである。

家族の一員として医療に近い獣医療を求める飼育者は、「診療の補助」と同等もしくはそれ以上に「愛玩動物の看護」に期待があると考える。愛玩動物の一生にわたる健康維持に必要な栄養管理、栄養指導、リハビリテーションは適正飼養にも繋がる役割でもあり、「愛玩動物の看護」は将来的に愛玩動物看護師の専門領域とし



成立までの関連事項

て業務独占に加えることも検討すべきことと考える。

「愛護及び適正飼養」に関しては、国家資格者としての知識をもって指導的役割を担い動物の保護、動物取扱業関係、公衆衛生として特に人獣共通感染症予防、個体識別管理等々の充実及び災害時の動物や飼育者への支援による市民の暮らしの安心安全に寄与することが期待される。さらに、動物飼育は人の健康寿命に効果が期待

されることから高齢化社会での動物飼育の支援、動物を介在した諸活動など社会に貢献する活動での役割も期待される。また、愛玩動物看護師は飼育者に近い存在として愛玩動物に寄り添い、そして飼育者にも心を寄せ、獣医療、動物看護のみならず『心の面』でも今後も大きな役割を果たしていくと考える。

このように、愛玩動物看護師法制定により多くの期待

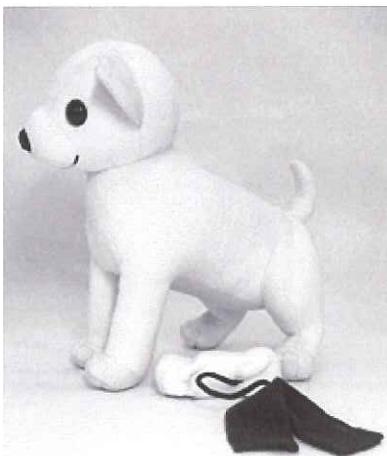


図3 犬の出産介助教材（新生仔の臍帶結紮もできる）

日本動物看護学会理事長桜井
富士朗氏開発（有）サンラボ製作

が寄せられ、将来展望も多岐にわたる。折しも令和2年度文部科学省委託事業の一つである（一社）専門職高等教育質保証機構受託「コンピテンシー事業（略名）」（※URL）で、学修成果の測定に用いる仕組みの研究が行われております。在学時の学修成果指標のみならず卒業後の職業能力の判定にも活かすことが目指されている。さらにその指標は諸外国と共通できるようにNQF（National Quality Framework）に合わせて作り上げており、動物看護師も分科会に加えて頂き作成に取り掛かっているところである。附帯決議の一項目にも「愛玩動物看護師資格取得後も現場での指導及び人材育成の充実に努めること」とあるが、このような職業能力の判定指標はスキルアップのために有用であり指標を目安として研鑽に努めることで愛玩動物看護師として将来性が広がり、職の魅力向上にも繋げていくことができると思う。

また、愛玩動物看護師法はアジアでは初の国家資格であることから、アジア圏で先導的な立場となり、将来的に留学生を迎えることも予測される。しかし、それら将来展望の大前提是、養成教育のレベルと質であることは間違いない、養成機関の責任は大きい。本稿の「6の統一認定試験から国家試験へ」でも述べたが、愛玩動物看護師法第31条に養成所となる指定が定められ、3年間以上の教育となった。今後その要件が示され次第、3年間課程への改編を含めて養成所指定要件に沿って準備していくことになる。平成18年時点では公的資格化と控



図4 「猫の撓側皮靜脈注射トレーニング模型」

ラスター・テック社製

えめに目標を置いていた動物看護師の資格制度化は、『国家資格』となった。当初の課題であった動物看護教育の未整備については、専門学校群の幾多の挑戦を経て高位平準化が結実した。この後も国家資格化に向かって歩んできたと同様に愛玩動物看護師の指定養成所となる専門学校の大同団結と、大学との連携で教育のさらなるレベルと質の向上に尽力し、教育のさらなる成長に挑戦し続けることとなる。これまで取り組んできた教育の高位平準化を崩すことがないように、教育のレベルと質の継続及び向上を国にも最大で支援いただきたい。そして、愛玩動物看護師法の成立には、現任者の活躍がすべての礎となったと言っても過言ではない。これから国家試験に向かっていく現任者が余すことなく国家資格を取得し、今まで以上に日本の動物看護を高めていくことを期待すると同時に全力で支援していきたい。

※ <https://qaphe.com/mext/mext2020/competency2020/competency2020result/>

8 最 後 に

この度、日本獣医師会誌の連載論説に加えていただけたことで、国家資格化に向かって歩んできた記録を整理し、今後の目標も明らかとなったことに心より御礼申し上げる。また、立法にご理解とご支援をくださった議員方、法成立にご尽力くださった農林水産省と環境省の各位に感謝するとともに、今後もさらなるご支援を賜れるよう願っている。そして、歩み続けた動物看護教育の高位平準化にご指導とご支援をいただいた多くの獣医師方、日本獣医師会はじめ獣医師関連諸団体、大学の先生方、一緒に汗を流し、励まし合い、協力してきた専門学校関係者方にあらためて心より感謝申し上げる。